

ヨコハマ市民まち普請事業 活動助成金交付要領

制 定 平成17年7月8日 都支 第 75号（局長決裁）

最近改正 令和7年6月20日 都地ま 第291号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、ヨコハマ市民まち普請事業制度要綱（以下「まち普請制度要綱」という。）第7条第1項に定める活動助成金の交付に関し、必要な事項を定める。

2 この要領による活動助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）及びまち普請制度要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の意義は、補助金規則及びまち普請制度要綱の例による。

（補助事業者等の範囲）

第3条 この要領における活動助成金の対象となる補助事業者等は、まち普請制度要綱第6条第4項の2次コンテスト対象提案グループ（以下「提案グループ」という。）とする。

（対象経費等）

第4条 この要領において、活動助成金の対象となる経費は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 横浜市地域まちづくり支援制度要綱第3条第1項に規定するまちづくりコーディネーター等への謝礼・技術料
- (2) 講師等への謝礼・技術料
- (3) 図面作成費
- (4) 模型材料費
- (5) 調査・実験のための器具・材料費。ただし、一品の単価が3万円未満のものに限る。
- (6) 用紙等事務用品費。ただし、一品の単価が3万円未満でかつ原則として消耗品に限る。
- (7) 資料等のコピー又は印刷費
- (8) 会場使用料又は機材等賃借料
- (9) 参考図書等の購入費
- (10) 資料等の郵送費。ただし、電話代及び電子メール等通信料は除く。
- (11) 広報活動費

2 活動助成金について、前項第2号から第11号までの合計額は、20万円を限度とする。

（助成金の対象期間）

第5条 この要領において、活動助成金の対象となる活動は、交付決定通知書の交

付を受けた日からまち普請制度要綱第10条第2項に規定する2次コンテストの前日までの期間の活動とする。

(交付申請)

第6条 補助金規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、当該年度のまち普請制度要綱第6条第2項に規定する1次コンテスト実施日から60日後の日とする。

2 補助金規則第5条第1項に規定する申請書は、活動助成金交付申請書（第1号様式）を用いなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 活動助成金収支予算書（第2号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

4 補助金規則第5条第3項に規定する市長が申請書に記載すべき事項及び前項に規定する添付書類のうち必要がないと認めるものは、次の各号に定めるものとする。

(1) 補助事業等の目的及び内容

(2) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画

(3) 補助金の算出の根拠に関する事項

(4) 事業計画書

(5) 補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類

(6) 補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類

(交付申請等に関する事務の委任)

第7条 助成金に関する手続等については、提案グループの代表者が行うものとする。

2 提案グループの規約等により、代表者が定められていない場合は、助成金に関する手続等を行う者を除く提案グループ構成員全員からの委任状（第3号様式）を提出するものとする。ただし、提案グループが規約等を持つ団体である場合は、団体の意思決定がなされたことを示す書類をもって委任状に代えることができる。

(交付決定通知)

第8条 補助金規則第8条に規定する決定通知書は、活動助成金交付決定通知書（第4号様式）とする。

2 補助金規則第6条第3項に規定する補助金等の交付をしないことと決定した旨の通知は、活動助成金不交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

(交付変更申請)

第9条 前条第1項に規定する活動助成金交付決定通知書の交付を受けた者がやむを得ない理由により、交付申請を行った合計金額の増額及び活動助成金収支予算書に示す項目の追加について変更する場合は、活動助成金交付変更申請書（第6号様式）を提出するものとする。

2 前項の変更申請書には、活動助成金変更予算書（第7号様式）及び市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（交付変更承認通知）

第10条 前条の申請において交付変更の承認通知は、活動助成金交付変更承認通知書（第8号様式）により行うものとする。

2 前条の申請において交付変更を認めない旨の通知は、活動助成金交付変更不承認通知書（第9号様式）により行うものとする。

（申請取下げの期日）

第11条 補助金規則第9条第1項に規定する申請の取下げを行う場合は、交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して14日を経過する日までに、活動助成金交付取下届出書（第10号様式）を提出しなければならない。

（交付の時期等）

第12条 補助金規則第17条の規定により、助成金は、補助事業等が完了した後に交付するものとする。ただし、同条ただし書の規定により、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

（活動助成金交付の請求）

第13条 補助金規則第18条第1項に規定する交付請求書は、活動助成金交付請求書（第11号様式）とする。

（実績報告）

第14条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、第3号に掲げる書類を除き次の各号に定める様式を用いなければならない。

- (1) 補助金規則第14条第1項第1号に基づく書類 活動実績報告書（第12号様式）
- (2) 補助金規則第14条第1項第2号に基づく書類 活動助成金収支決算書（第13号様式）
- (3) 補助金規則第14条第1項第6号に基づく書類
 - ア 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し
 - イ 活動の中で作成した資料又はチラシ等又はその写し
 - ウ 活動の実施状況がわかる写真

2 補助金規則第14条第4項の規定により、同条第1項第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。

（活動助成金額の確定及び返還）

第15条 補助金規則第15条の規定により、交付すべき補助金額を確定し、活動助成金額確定通知書（第14号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、確定した補助金額を超える補助金額が既に交付されている場合の補助金額確定及び確定額を超える部分の助成金の返還の通知は、活動助成金額確定通知及び返還請求書（第15号様式）により行うものとする。

3 前項に規定する助成金の返還を行う場合は、市長が指定した期限までに、市長が定める方法により返還しなければならない。

(関係書類の保存期間)

第16条 補助金規則第26条に規定する市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(次回1次コンテスト免除提案グループへの支援)

第17条 第4条から第16条の規定については、まち普請制度要綱第12条に定める次回1次コンテスト免除提案グループへの支援に準用する。この場合において、「提案グループ」は「次回1次コンテスト免除提案グループ」と、「当該年度のまち普請制度要綱第6条第2項に規定する1次コンテスト」は、「次年度のまち普請制度要綱第6条第2項に規定する1次コンテスト」と読み替えるものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

この要領は、平成17年7月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 20 日から施行する。

ヨコハマ市民まち普請事業 活動助成金交付申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

	住 所
申請者	団 体 名
	代 表 者

ヨコハマ市民まち普請事業活動助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、今回申請する経費については、他の助成金等は受けていません。

また、助成金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及びヨコハマ市民まち普請事業活動助成金交付要領を遵守します。

1 整備提案名

2 申請金額

¥ _____ . -

3 添付書類

活動助成金収支予算書（第2号様式）

その他市長が必要と認める書類

ヨコハマ市民まち普請事業 活動助成金収支予算書

提案グループ名

1 収入

項 目	金 額	説明（負担者、負担方法等）
ヨコハマ市民まち普請 事業活動助成金		
合 計		

2 支出

項 目	数量	単 価	金 額	説 明
合 計				収入の合計＝支出の合計

委任状

申請者 住 所
団 体 名
代 表 者 ⑩

私は、上記の者を申請者と定め、ヨコハマ市民まち普請事業の活動助成金に関する横浜市への手続き（申請、請求等）に係る権限を委任します。

年 月 日

委 任 者	委 任 者
住所	住所
氏名 ⑩	氏名 ⑩
住所	住所
氏名 ⑩	氏名 ⑩
住所	住所
氏名 ⑩	氏名 ⑩
住所	住所
氏名 ⑩	氏名 ⑩
住所	住所
氏名 ⑩	氏名 ⑩

ヨコハマ市民まち普請事業 活動助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長



年 月 日に申請のありましたヨコハマ市民まち普請事業活動助成金については、次のとおり交付することと決定しましたので、通知します。

1 整備提案名

2 交付決定額 ¥

3 交付時期

適正な請求書受理後30日以内

4 支払方法

とします。

5 交付条件

- (1) この助成金は、ヨコハマ市民まち普請事業の2次コンテストに向けて行う活動のために使用し、他の目的のためには使用しないでください。
- (2) この助成金は、活動助成金収支予算書（第2号様式）に記載される支出以外には使用できません。
- (3) 交付申請を行った合計金額の増額又は活動収支予算書に示す項目を変更しようとするときは、あらかじめ横浜市の承認を受けてください。（市長の定める軽微な変更を除く）
- (4) 活動が完了したときは速やかに活動実績報告書（第12号様式）を横浜市に提出してください。ただし、助成金交付要領第12条ただし書きに規定する補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けている場合は、活動が完了した日の

翌日から起算して30日以内に実績報告書を提出し、精算を行ってください。

(5) 助成金額確定の時点で、既にその額を超える活動助成金が交付されている場合は、その差額を別に定める期限までに返還してください。

(6) 申請者は、法令の定め並びに助成金の交付決定の内容及びこれに付された条件その他横浜市の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行ってください。

(7) 次のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めます。

ア 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

イ 助成金を他の用途で使用したとき。

ウ ヨコハマ市民まち普請事業制度要綱又は助成金の交付条件に違反したとき。

エ 法令、条例又は規則に基づく指示に違反したとき。

(8) (7) の規定は、当該助成金の額の確定があった後においても適用します。

(9) 申請者は、ヨコハマ市民まち普請事業制度要綱第5条に基づき提出した第1次整備提案書の趣旨に沿って、次の事項に留意して活動してください。

ア 地域住民等に対し提案への合意形成を図るとともに活動への参加を働き掛けてください。

イ 地域の既存組織等へ提案の趣旨を説明し、理解と協力を得るよう努めてください。

(10) 横浜市は申請者に対して、活動の遂行に関する状況を調査し、報告を求めることがあります。

(11) 活動の遂行が困難となった場合には速やかに市長に報告し、その指示を受けてください。

ヨコハマ市民まち普請事業 活動助成金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長



年 月 日に申請のありましたヨコハマ市民まち普請事業活動助成金については、審査の結果、交付しないことと決定しましたので、通知します。

1 整備提案名

2 不交付決定理由

ヨコハマ市民まち普請事業 活動助成金交付変更申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市長

	住 所
申請者	団 体 名
	代 表 者

年 月 日 第 号により交付決定通知を受けたヨコハマ市民まち
普請事業活動助成金について、変更を行いたいので、次のとおり申請します。

1 整備提案名

2 申請金額

¥ ー

3 添付書類

活動助成金収支予算書（第7号様式）

その他市長が必要と認める書類

ヨコハマ市民まち普請事業 活動助成金変更予算書

提案グループ名

1 収入

項 目	金 額	説明（負担者、負担方法等）
ヨコハマ市民まち普請事業活動助成金		
合 計		

2 支出

項 目	数量	単 価	金 額	説 明
合 計				収入の合計＝支出の合計

ヨコハマ市民まち普請事業
活動助成金交付変更承認通知書

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長



年 月 日に申請のありましたヨコハマ市民まち普請事業 活動助成金変更については、次のとおり承認しましたので、通知します。

1 整備提案名

2 承認条件

次の条件を付して承認します。

3 交付条件

年 月 日 第 号ヨコハマ市民まち普請事業 活動助成金交付決定通知書における交付条件のとおり

横浜市民まち普請事業
活動助成金交付変更不承認通知書

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました横浜市民まち普請事業活動助成金
変更については、審査の結果、認めないこととしましたので、通知します。

1 整備提案名

2 不承認理由

ヨコハマ市民まち普請事業 活動助成金交付取下届出書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

	住 所
申請者	団 体 名
	代 表 者

年 月 日 第 号により交付決定通知を受けたヨコハマ市民まち
普請事業活動助成金について、取り下げます。

1 整備提案名

2 申請金額

¥ ー

3 申請を取下げ理由

4 添付書類

活動助成金交付決定通知書の写し

ヨコハマ市民まち普請事業 活動助成金交付請求書

年 月 日

（請求先）
横浜市長

住 所
請求者 団 体 名
代 表 者

㊞

ヨコハマ市民まち普請事業活動助成金について、次のとおり請求します。

1 整備提案名

2 請求金額

¥ _____ . ー

3 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫		支店
種 別	普 通 ・ 当 座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

4 添付書類

ヨコハマ市民まち普請事業活動助成金交付決定通知書の写し

（留意事項）

請求者と口座名義人が異なるときは、受領委任状を添付してください。
請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

ヨコハマ市民まち普請事業 活動実績報告書

年 月 日

(報告先)
横浜市長

住所
報告者 団体名
代表者

年 月 日 第 号で交付決定の通知を受けたヨコハマ市民まち普
請事業活動助成金の対象活動の実績について、関係書類を添えて次のとおり報告しま
す。

1 整備提案名

2 助成金の精算

交付決定額¥ . -

受領額 ¥ . —

受領日 年 月 日 ※

執行額 ¥ . —

差引残額 ￥ . —

※ 横浜市の払い出し日を担当者に確認してください。

3 添付書類

- (1) 活動助成金収支決算書（第13号様式）
- (2) 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し
- (3) 活動の中で作成した資料等の印刷物
- (4) 活動の実施状況がわかる写真

ヨコハマ市民まち普請事業 活動助成金収支決算書

提案グループ名 _____

1 収入

項 目	金 額	説明（負担者、負担方法等）
ヨコハマ市民まち普請 事業活動助成金		
合 計		

2 支出

項 目	数量	単 価	金 額	説 明
合 計				収入の合計＝支出の合計

3 ヨコハマ市民まち普請事業活動助成金交付決定額

_____ 円

ヨコハマ市民まち普請事業 活動助成金額確定通知書

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長



年 月 日に報告を受けましたヨコハマ市民まち普請事業活動助成金について、実績報告書等の審査の結果、次のとおり助成金の額を確定しましたので、通知します。

1 整備提案名

2 確定額

¥ _____ . ____

印

請求額を別添の納付書とともに横浜市指定金融機関等（別紙参照）の窓口で納付してください。納付が終わりましたら、速やかに納付書兼領収書の写しをご提出ください。